

令和3年度

公の施設の指定管理者監査報告書
(清瀬市立下宿地域市民センター他施設)

清瀬市監査委員

令和3年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

令和3年4月12日から令和3年5月31日まで

第3 監査の対象

1 公の施設

清瀬市立下宿地域市民センター（清瀬市立市民体育館含む）

清瀬市立下宿運動公園（広場・下宿市民プール）

清瀬市立下宿第二運動公園（野球場）

清瀬市立清瀬内山運動公園（野球場・サッカー場・テニスコート）

清瀬市立中央公園（テニスコート）

清瀬市立下清戸運動公園（テニスコート）

2 指定管理者

HONDA ESTILO 株式会社

3 所管部課

教育部生涯学習スポーツ課

第4 監査の範囲

令和元年度公の施設の管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行状況について

第5 監査の基準

清瀬市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第6 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、令和元年度公の施設である清瀬市立下宿地域市民センター他施設の管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行が、法令、条例、協定書及び事業計画書等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、所管課及び当該指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類と照合並びに関連職員から説明を聴取し、その他必要と認める方法により実施した。

第7 指定管理の概要等

1 指定管理者の概要

(1) 名称

HONDA ESTILO 株式会社

(2) 所在地

大阪府吹田市垂水町三丁目34番15号 伸栄第1ビル4階

(3) 代表者

代表取締役 本田 司

2 公の施設の概要

(1) 設置目的

市民及び地域社会の文化及び体育の向上並びに市民福祉の増進を図るため
市民の体育及びレクリエーションの振興と心身の健全な育成を図るため
市民の福祉増進と体育及び生活文化の向上に寄与するため

(2) 名称及び所在地

清瀬市立下宿地域市民センター	下宿二丁目524番地の1
清瀬市立下宿運動公園	下宿二丁目524番1
清瀬市立下宿第二運動公園	下宿二丁目579番4
清瀬市立清瀬内山運動公園	下宿三丁目1375番
清瀬市立中央公園	梅園一丁目613番
清瀬市立下清戸運動公園	下清戸三丁目68番1

3 指定管理状況

(1) 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）

(2) 指定管理料（決算額）

令和元年度 52,380,568円

第8 監査の結果

監査の結果、当該指定管理者が実施した令和元年度公の施設の管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり意見を付す。

第9 意見

清瀬市立下宿地域市民センター（清瀬市立市民体育館含む）及び清瀬立下宿運動公園等の各運動施設の指定管理者については、平成29年度までは市内各地域市民センターとともに「清瀬文化スポーツ事業団」が指定管理者として一括管理していたが、平成30年度から清瀬市立下宿地域市民センター及び各運動施設について、より活発な有効利用を図るため、条例、規則の規定に沿った選定手続きを経て現行の「HONDA ESTILO 株式会社」が新たな指定管理者として選定されたものである。

令和元年度における各施設の管理状況及び指定管理者による事業の運営状況は、新型コロナウイルスによる施設の貸し止めなどによる影響が認められたもののおおむね適正に行われており、スポーツ関連事業を展開している事業者としてのノウハウを活かし、市民の財産として良好に管理されていると認められた。しかしながら、指定管理者による経理事務の一部において勘定科目や支出内訳の間違い及び本来備品台帳に記載されるべき備品の備品台帳への記載漏れなど不明瞭な部分が見受けられ、所管課においてもこうした部分を見落とししていたと考えられる事象が見受けられた。また、指定管理者による令和元年度の事業計画書によれば、自主事業の運営経費に対する事業収入の見込額があまりにも低額に設定されており、自主事業の実施自体に疑念を抱かざるを得ないような事象も確認された。今後は費用対効果を踏まえた事業の実施に努められたい。

最後に、令和2年度には新型コロナウイルスの影響による営業補償として補償金を支出しているが、これは新型コロナウイルスによる未曾有の感染症の流行という社会的な事象であることを鑑みて、その算定方法や指定管理者との負担割合など他の指定管理施設や他市の対応状況なども考慮し、清瀬市としての統一的な考え方で執行されたい。指定管理者に支払われる委託料は、市民の貴重な税で賄われ、より効率的で効果的な予算執行が求められていることから、指定管理者及び所管課ともに市民への説明責任が果たせるよう、明瞭な経理事務と所管課としての検証作業を的確に実施し、より適正な事務の執行に努められたい。